

## 令和3年度大磯町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度大磯町の下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理面積	602	ヘクタール
2	年間総処理水量	3,475,300	立方メートル
3	一日平均総処理水量	9,521	立方メートル
4	主要な建設改良費		
(1)	雨水管整備工事	634,700	千円
(2)	汚水管整備工事	265,430	千円
(3)	流域下水道建設負担金	12,339	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業収益	977,286	千円
第1項	営業収益	404,907	千円
第2項	営業外収益	572,379	千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用	912,198	千円
第1項	営業費用	769,387	千円
第2項	営業外費用	140,810	千円
第3項	特別損失	1	千円
第4項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,689千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,088千円、過年度分損益勘定留保資金27,405千円及び当年度分損益勘定留保資金203,196千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,328,877	千円
第1項	企業債	725,000	千円
第2項	出資金	238,918	千円
第3項	負担金等	33,224	千円
第4項	補助金	331,735	千円

支 出

第1款	資本的支出	1,624,566 千円
第1項	建設改良費	1,080,891 千円
第2項	企業債償還金	543,675 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備設置等資金利子補給金	令和3年度から 令和5年度まで	借入期間中における融資残高につき年利3.0%以内の割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金として融資した金融機関に対する損失補償	令和3年度から 令和5年度まで	排水設備設置等資金600千円の範囲内で融資した金融機関が、そのために損失を受けた場合には600千円を限度として元金及び期限後の利子

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	713,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換することができる。
相模川流域下水道事業	12,000	同上	同上	同上
計	725,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、725,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

55,828 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は、276,354千円である。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄